

オープンカウンター方式による見積依頼公告

令和7年12月1日

契約担当官

関東農政局長 菅家 秀人

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 契約件名 令和7年度 関東農政局栃木県拠点 官用車の売却（その2）
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 引渡期限 令和8年1月30日
- (4) 物件の引渡場所 仕様書のとおり
- (5) 調達ポータル
本件は調達ポータルで行う対象案件ではない。
- (6) 契約の保証 不要
- (7) 見積心得等 関東農政局オープンカウンター方式実施要領のとおり

2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「物品の買受」、営業品目「その他」で「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。又は、令和7・8・9年度関東農政局随意契約登録者名簿の登録者であること。
- (4) 公告の日から5（1）の見積合わせの日までの間において、関東農政局長から、関東農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月2日付け26関総第575号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

3 仕様書等の交付場所及び問合せ先（発注窓口）

- (1) 紙媒体による交付場所及び問合せ先
〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
関東農政局総務部会計課調達第1係

電話 048-740-0341

(2) 電子媒体による交付場所

ア 調達ポータル <https://www.p-portal.go.jp/>

(売り払い契約のため電子調達システムは利用できません。)

イ 関東農政局ホームページ

<https://www.maff.go.jp/kanto/shinsei/order/opencounter.html>

4 見積書の提出場所及び期限

(1) 見積書の提出場所

持参、郵送の場合は上記3(1)に同じ

(2) 見積書の提出期限

令和7年12月16日午後5時

上記3(1)宛てに持参、郵送すること。

5 見積合わせの日時及び場所

(1) 日時 令和7年12月18日午前11時

(2) 場所 関東農政局総務部会計課

6 見積書の提出方法等

(1) 見積書の記載金額

仕様書2.(2)見積の条件等のとおり

(2) 見積書の提出

郵送の場合は、上記4(2)の見積書提出期限(以下「提出期限」という。)内に見積書を郵送(書留郵便に限る)するものとする。締切日時必着とし、封筒の表に「(案件名)見積書在中」と朱書きすること。

なお、見積書の作成に当たっては、別紙様式1-1及び1-2を使用し、担当者の氏名及び連絡先電話番号を明記した書類等を同封すること。

(3) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

7 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積りは無効とする。

(1) 提出期限までに到着しない見積り

(2) 見積りに参加する資格を有しない者による見積り

(3) 記名を欠く見積り(調達ポータルによる場合を除く。)

(4) 金額を訂正した見積り

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り

(6) 同一人に見積りで金額の異なる二通以上の見積り

(7) その他、暴力団に関与する者による見積りなど、不適切と認められる見積り

8 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって見積りを行った者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき最高価格の見積りを提出した者が2者以上あるときは、くじ引きで契約の相手方を決定するものとする。
- (3) 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行うことがある。この場合、別途日時等指定することとする。なお、再度見積もりの際、第1回目の最高の見積価格を下回る見積りは無効とし、当該見積りに係る第3回目以降の見積参加者の資格を失うものとする。

9 契約書の作成 要

10 結果の公表

見積り合わせの結果は、当局ホームページにおいて公表する。

11 その他

- (1) 見積り書作成及び提出等に係る費用は、全て見積り事業者が負担する。
- (2) 当局の都合により見積り合わせ後に取りやめることがある。
- (3) 契約の相手方を決定するため、見積り事業者に対して追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。
- (4) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。